

令和6年度 写真を使った佐賀農村の魅力発見業務 委託仕様書

1. 総 則

この仕様書は、佐賀県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度 写真を使った佐賀農村の魅力発見業務」（以下、「本業務」という。）の適切な実施について基本的な事項を定めるものであり、事業実施においては本仕様書の定めるところによるほか、業務委託契約書によるものとする。

2. 背 景

佐賀の農村には、広大な農地やクリーク、棚田、住居などがあり、農産物の供給だけでなく、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承といった役割（多面的機能）も担っている。これらは身近な存在であるがゆえに、その魅力が見過ごされていることも多い。

3. 目 的

佐賀の農村の魅力が見過ごされていることも多いことから、写真を活用した広報を実施することにより、佐賀の農村に魅力を感じてもらい関心を持ってもらうきっかけを作る。

4. 業務の内容

（1）写真の募集

- ・テーマは「農業や農村を支える人」とする。
- ・ポスター、チラシ、新聞広告、WEB 広告等、様々な発信できる媒体を用いて、写真の募集を行い、応募写真のとりまとめを行う。県でインスタグラムの既存アカウントを保有しているので、それを使ってもよい。
- ・四季折々の写真が応募されるよう、募集期間は令和7年6月までとする。委託期間終了後は、県に業務を引き継ぐものとする。

（2）写真の広報

- ・予算の範囲内で、多くの写真が応募されるよう募集タイトルの名称、多くの人に集まった写真を見てもらえる広報の手法の提案と、業務期間内での実施を行う。
- ・広報は写真の募集と同時並行で行う。
- ・広報を実施する際は、写真の募集期間に関わらず、広報実施前に集まった写真を用いて行う。

（3）フィードバック

参加者へのアンケート等を通じ、本業務での課題や効果をフィードバックし、次年度以降の開催に反映できるようにする。

5. 業務期間

委託契約の日から令和7年3月14日（金）までとする。

6. その他の留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、委託業務を総括し、県からの指示を受ける窓口として業務管理者を配置し、また、業務の遂行に適切な人員体制を配置して、円滑な業務の遂行に努めるものとする。
- (2) 業務で必要な資料等の作成にあたり、第三者（本県及び受託業者以外者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (3) 受託者が収集、制作したデータや写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- (4) 受託業務の完了後、業務実施の概要及び作成した資料などをまとめた業務実施報告書を提出すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上、決定する。